

新型コロナウイルス関連の定時株主総会の開催の留意点、公表——法務省

去る2月28日、法務省は、ホームページ上で「定時株主総会の開催について」を公表した (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)。

今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、当初予定した時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合における定時株主総会の開催について、その留意点を周知するもの。

主な内容は次のとおり。

定時株主総会の開催時期に関する定款の定め

今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられる。

なお、会社法は、事業年度の終了後3カ月以内に定時株主総会を開催することを求めているわけではない。

定時株主総会の議決権行使のための基準日

定款で定時株主総会の議決権の基準日が定められている場合において、新型コロナウイルス感染症に関連し、当該基準日から3カ月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じたときは、会社は、新たに議決権行使のための基準日を定め、当該基準

日の2週間前までに当該基準日を公告する必要がある。

剰余金の配当に関する定款の定め

特定の日を剰余金の配当の基準日とする定款の定めがある場合でも、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、その特定の日を基準日として剰余金の配当をすることができない状況が生じたときは、その特定の日と異なる日を剰余金の配当の基準日と定め、公告することで剰余金の配当をすることができる。

会 計

金利指標改革の公開草案公表は延期。議事概要を公表へ——ASBJ

去る2月25日、企業会計基準委員会は第426回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

金利指標改革

金利指標改革に対応する実務対応報告の公開草案公表の目標時期を当初今年2〜3月としていたところ、4月または5月に変更することとした。これに伴い、2020年3月期決算等への対応のために、これまでの審議内容を踏まえ、「今後、実

務対応報告が公表されるまでの間、ヘッジ会計の適用要件を判断する際に、金利指標改革の影響を考慮せず、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標が変更されないものと仮定して差し支えないものと考えられる」とする議事概要を公表する案が示され、委員からは特段の反対意見は聞かれなかった。

のれんの会計処理に関するペーパーの検討

ASBJと香港公認会計士協

財務省法人企業統計調査

—令和元年10～12月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施しています。以下は令和2年3月2日に発表した令和元年10～12月期の調査結果の概要です。

回答法人数 23,026社 (19,356社)
回答率 72.7% (72.5%)
()書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに減収

売上高は、347兆8,257億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は△6.4%となりました。業種別にみると、製造業は△6.7%、非製造業は△6.3%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業は減益、非製造業は増益

経常利益は、18兆5,759億円で、増加率は△4.6%となりました。業種別にみると、製造業は△15.0%、非製造業は1.1%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに減少

設備投資額は、11兆6,303億円で、増加率は△3.5%となりました。業種別にみると、製造業は△9.0%、非製造業は△0.1%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は10兆4,861億円で、増加率は△5.0%となりました。

前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	30.10-12	31.1-3	4-6	元7-9	10-12	
売上高					(実額)	
全産業	3.7	3.0	0.4	△2.6	3,478,257	△6.4
製造業	3.9	1.1	△1.2	△1.5	1,009,212	△6.7
非製造業	3.7	3.7	1.0	△3.1	2,469,045	△6.3
経常利益					(実額)	
全産業	△7.0	10.3	△12.0	△5.3	185,759	△4.6
製造業	△10.6	△6.3	△27.9	△15.1	58,924	△15.0
非製造業	△4.9	18.4	△1.5	0.5	126,835	1.1
設備投資					(実額)	
全産業	5.7 (5.5)	6.1 (6.9)	1.9 (△1.7)	7.1 (7.7)	116,303 (104,861)	△3.5 (△5.0)
製造業	10.9 (11.0)	8.5 (8.4)	△6.9 (△7.7)	6.4 (6.7)	42,307 (38,777)	△9.0 (△10.1)
非製造業	2.7 (2.3)	5.0 (6.1)	7.0 (1.8)	7.6 (8.4)	73,996 (66,084)	△0.1 (△1.7)

(注) 設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には、調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和2年1～3月期の調査票の提出期限は令和2年5月11日、結果の公表は令和2年6月1日の予定です。

会で、のれんの会計処理に関して共同のスタッフペーパーを公表し、4月開催のASAF等に提出する予定が示された。

取得のれんを時間の経過とともに規則的に償却し、減損の兆候がある場合には取得のれんが帰属する資金生成単位を対象として減損テストを実施することを提案している。

開示に関する収益認識基準

第105回収益認識専門委員会(2020年3月10日号(No.1572)情報ダイジェスト参照)に引き続き、公開草案へのコメント対応と文案の検討が行われた。

基本的な方針について、次の修正文案が示された。

会計基準165—2項 なお、開示目的に照らして重要性が乏しいか否かの判断は、金額だけではなく情報の性質についても考慮して行う必要があるため、金額だけで判断した場合に重要性がないとは言えない場合であっても、開示目的に照らして重要性に乏しいと判断される場合もあると考えられる。

委員からは、「情報の性質」の中身がよくわからない」との

意見が聞かれた。

見積り開示基準・会計方針開示等会計基準

第34回ディスクロージャー専門委員会(2020年3月10日号(No.1572)情報ダイジェスト参照)に引き続き、開示2基準の公開草案へのコメント対応と文案検討が行われた。

(1) 見積り開示基準
開示目的について、専門委員会の意見を踏まえた文案が示された。

3月27日開催予定の親委員会での公表議決を目指す予定。

(2) 会計方針開示等会計基準
「未適用の会計基準等に関する注記」の記載位置を変更する文案が示された。

可能ならば、3月11日開催以降の親委員会で公表議決をした旨が示された。

※ 2月26日、ASBJは新型コロナウイルス感染症への当面の対応として、各委員会への外部の傍聴の受付停止を発表しました。

当欄の委員会審議に関する記事は傍聴取材をもとにして、そのため、その掲載にも影響する可能性がある点、ご了承下さい。

投資のハナシ 裏表

REITの利回り

三田 哉

8年ほど前、友人から不動産投資を勧められた。その時、「実物不動産は流動性がないから、投資するならREITがよい」と私は答えた。友人は「REITなんてコストが高すぎる。レバレッジを効かせてあの程度の利回りだから話にならない」とREIT批判をしていた。私も当時は、REITをあまり知らなかったの

(図表) 東証REIT指数(配当込)



今なら、REIT利回りが3〜5%程度、新聞広告でよくみかける不動産直投資の利回りは5

〜8%といったところか。確かにREITの利回りは低い。ましてや、友人のいうように、REITはレバレッジを効かせている。つまり、借金をして不動産を購入しているのだから、利回りが直投資よりも高くなるはずである。REITのLoan To Valueはだいたい4割程度、つまり、100の不動産を購入するのに40くらいは借入れをしているということになる。賃料収入から、この借入金利を引いた分がREITの投資家に分配されるわけだが、低金利なので、借入れをして不動産を買ったと圧倒的に有利なはずだ。

にもかかわらず、REITの利回りが低いということは、誰かが搾取しているということなのか? 友人はこれを指して「コストが高すぎる」と批判していたわけである。友人も私も証券会社で長年働いてきただけに、「どうやってしまっているのか?」と疑問を抱いた。友人は「何のコストが高いのか?」をREITの損益計算書から探求せねば。専門家に物件の売買・管理を委託していることで支払わなければならないコスト【資産運用報酬】は、賃料収入の3〜7%程度である。オフィス系REITが低く、住宅系REITが高めである。いずれにせよ、賃料収入の数パーセント程度の資産運用報酬は高すぎるとはいえない。

では、REITの利回りを低くしているものはいったい何か? 費用項目をみれば、賃貸事業費用が賃料収入の半分を食ってしまった。この費用のために、レバレッジをかけているにもかかわらず、3〜5%という利回りになっただけなのではないか? この費用の内訳は? 水道・光熱費や管理費などが費用としてかかっていることは予想できるであろう。しかし、圧倒的に大きいのは、減価償却費なのである。時間経過による資産価値の減少を前もって費用計上しているのだから、レバレッジをかけているにもかかわらず、利回りが低くなるのはこれが原因だ。不動産賃貸業でかかる費用を事前に含めておくか否かで違っているわけなのである。直投資の場合には、「費用は(自身で見積って)ください」ということだ。両者を同等に比較するのは、見当外れなわけである。

「そんなこと、常識ね。誰かが搾取しているなんて疑う君たちが病気だ」って?

リース会計基準策定のイメージが示される

—ASBJ、リース会計専門委

去る2月21日、企業会計基準委員会では第92回リース会計専門委員会を開催した。

これまでの議論で基準策定の方向性についてさまざまな意見が表明されたことを踏まえ、IFRS 16号「リース」(以下、「IFRS 16号」という)との整合性に関連して、検討用資料が事務局より提示され、それに基づいて次の事項が検討された。

定義

IFRS 16号の定義を採り入れることが考えられる。

会計処理

- リース取引の識別
IFRS 16号ではリースの識別について詳細な規定が設けられており、これらをどの程度採り入れるかが焦点となる。
- リースの分類
IFRS 16号では、借手はリース取引の分類を行わず単一の会計処理としており、基本的には同様の取扱いとする。
- リース取引の会計処理
借手については、従来の所有権移転ファイナンス・リース取

引が売買と同様の性質を有するため、従来の処理を維持する。貸手については、現行の所有権移転ファイナンス・リース取引、所有権移転外ファイナンス・リース取引およびオペレーティング・リース取引の会計処理を維持する。

IFRS 16号では、リース期間の決定に際して検討する「権

国際会計

保証証券に関する開示の改正、公表

—SEC

去る3月2日、SECは、SECに登録している保証証券に

「規則S-Xの3-10項で規定している保証証券の保証者と発行者」と「3-16項で規定している発行証券が担保になっている関係会社 (affiliates)」の財務情報の開示要求について改正している。改正後は、それぞれの現行

利行使 (または非行使) が合理的に確実」等の事項について詳細な規定が設けられており、これらをどの程度採り入れるかが論点となる。

*

専門委員からは事務局の方向性に賛同する声も挙がったが、「現行基準をIFRSに合わせ大きく変えると、日本の商慣習にそぐわなくなるおそれがある」といった意見もあった。リース会計基準の方向性が定まった後に、重要性の定めや表示および開示等について議論を行う予定である。

の規定は、規則S-Xの13-01項と13-02項に置き換えられる。

3-10項の改正

子会社が保証証券の発行者や保証者の場合、特定の条件を満たし、親会社が子会社と保証についての補足的な財務・非財務の情報を提供すれば、現行と同様に子会社の個別財務諸表の開示の免除は継続される。改正後の13-01項では、主に次の改正が行われている。

経理用語の豆知識

棚卸資産の収益性の低下に係る損益



通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下額は、売上原価とするが、棚卸資産の製造に関連して不可避免的に発生すると認められるときには製造原価として処理する。また、臨時の事象に起因し、かつ、多額である場合には、特別損失に計上することになる。臨時の事象には、たとえば、重要な事業部門の廃止、災害損失の発生等が挙げられる。通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、注記による方法または売上原価の内訳項目として独立掲記する方法により開示される。

トレーディング目的で保有する棚卸資産は市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理される。分類するための留意点は売買目的有価証券に関する取扱いに準じる。トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損益は、原則として、純額で売上高に表示される。

3-16項の改正

改正後の13-02項では、主に次の改正が行われている。

- ・ 100%所有の子会社という条件を親会社の連結子会社という条件に置き換える。
- ・ 現行の要約連結財務情報の開示を財務・非財務情報の開示に置き換える (非財務開示は保証や発行者・保証者に関する定性的開示を拡大)。
- ・ 改正による開示は親会社の財務諸表の注記以外での開示を認める。
- ・ 保証証券が発行済みである限りではなく、発行者または保証者が保証証券に関する証券法での義務を有する限り、改正後の財務・非財務情報の開示は要求される。
- ・ 現行の関係会社の個別財務諸表の開示を財務・非財務情報の開示に置き換える。
- ・ 担保差入有価証券が一定の数値規準を満たした場合のみ開示する要求をすべての場合に開示する要求に置き換える。

適用関係

この改正は2021年1月4日に発効するが、それ以前でも任意で準拠できる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年 2月21日	新市場区分の概要等	東京証券取引所	市場区分の見直しに向け、現時点で想定される、新市場区分の概要、移行プロセス、スケジュール等を示したもの。 https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/20200221-01.html	—
2020年 2月26日	ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド	経済産業省	企業がハイブリッド型バーチャル株主総会(株主が遠隔地から参加/出席することができる株主総会)を実施する際の法的・実務的論点や具体的取扱いを明らかにするもの。 https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html	—

金融

ドミノシナリオに備える

日銀の黒田東彦総裁は3月2日、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の拡大に対する日銀の姿勢を談話の形で発表した。発表内容は「適切な金融市場調節や資産買入れの実施を通じて、潤沢な資金供給と金融市場の安定確保に努めていく」というものであり、同日、日銀は上場投資信託(ETF)を1,002億円購入し、2週間の期限付で国債を買入れ、5,000億円規模を供給する公開市場操作(オペ)を行った。

このオペは黒田総裁の発言に沿う形で行ったものと考えられるが、現状の市場の不安心理を拭う規模や内容ではないとの見方もある。2月27日に日銀の片岡剛士審議委員が記者会見で述べたように、新型コロナウイルス感染症の拡大について「現段階で追加緩和をすぐに行うべき局面ではない」というのが日銀の本音であるとみられる。

経済協力開発機構(OECD)はこの総裁談話と同日、2020年の実質経済成長率が世界全体で2.4%、日本は0.2%になると発表した。これは

昨年11月時点での予測に比べ、各々0.5ポイント、0.4ポイントの下方修正となる。これは、新型コロナウイルス感染症の世界の拡大が中国以外の地域ではそれほど拡大せずに数カ月で収まり、徐々に収束していく場合を想定している。

OECDはこれを「基本シナリオ」とし、もう1つ「ドミノシナリオ」を想定している。これは中国以外の地域に感染が拡大する

大する場合は、このケースでは世界全体で11月時点より1.5ポイントの下方修正となる。今後の感染症拡大状況に世界経済が左右される可能性は高い。

日本では、新型コロナウイルス感染症拡大の要因を除き、消費税引上げだけでも第1四半期のGDPがマイナスに落ち込むとの予想も出ている。実現するのがOECDのどちらのシナリオであっても、大規模な金融政策を期待できないのであれば、大胆な財政政策が求められるとの指摘もあがっている。

証券

株価は新型コロナウイルスへの懸念と各種対策との綱引き

2月最終週、世界各国の株価は連日下落し、直前株価比の累積下落率は10%前後となった。例外的な強さを保っていた米株価は累積13%程度下落率を記録した。欧州主要国でも同程度の下落となったが、日本を含むアジア各国では欧米各国よりも小幅な下落にとどまった。

株価下落の原因は新型コロナウイルス感染症への懸念であるとみられる。感染がどれだけ拡大するのかが予測困難であることが、懸念を増幅しているとされる。

感染地域が中国に限られていた段階では、株価の反応は敏感であったも小幅な変動にとどまっていたが、韓国、イタリア、イランなどで感染者数が増え、アメリカ国内でも感染者が出たことにより、恐怖心が投資家心理を捉えたと思われる。

各国は感染の拡大を防ぐため、国民の日常行動にさまざまな制約を設けつつある。これが消費・投資の縮小を招き、経済成長率を低下させるとみられ、企業収益の悪化も予想される。これにより、投資家が売り姿勢を強化することが懸念される。

今回の世界的な株価暴落については、底入れや転換点を予想することは困難であるとされる。中国の株価下落幅が比較的小さかったのは、中国の感染者数・死者数増加速度の鈍化によるものだとの見方もある。だとすれば、株価が転機を迎えるには新型コロナウイルス感染症流行の収束が必要ということになる。

世界各国は新型コロナウイルス感染症による影響に対処するため、新たな金融・財政政策を展開しつつある。たとえばアメリカでは、FRBの利下げ政策が浮上している。連日の株価下落を受け、米連邦準備理事会のパウエル議長は当初予定とは異なる金利政策の実施を示唆している。3月最初の取引日に米株価は下落分の3分の1程度の戻しを達成し、株安に歯止めをかけた。

今後の株価は感染拡大への懸念と各国の各種対策との綱引きであり、急激な下落は避けられずとの見方も浮上している。